

採石業承継届書

※ 整理番号

※ 受理年月日

年 月 日

年 月 日

京都府知事

京都府

広域振興局長

様

氏名又は名称及び

法人にあっては、

その代表者の氏名

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	法人にあっては、その	
	代 表 者 の 氏 名	
	住 所	
	法第32条の登録を受け た年月日及び登録番号	
	事業所の名称及び所在地	
承継者に 関する事項	業 務 管 理 者 の 氏 名	
	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業 務 管 理 者 の 氏 名	

(備考)

- ※印の項は記載しないこと。
- 承継届書を提出するときには、次の書類を添付すること。
 - 承継者が法第32条の4第1項第1号から第4号・第5号まで及び第7号に該当しないことの誓約書
 - 承継者が法人にあっては、定款及び登記簿の謄本
 - 登録事項確認書
 - 承継者（法人にあっては、業務役員）及び業務管理者の本人確認書面（本人確認書面は住民票の写し等又は運転免許証若しくは健康保険証のコピーとする。）

※ 上記アからエの書類に加え、次の①から④の書類を添付すること。

- | | |
|--|-----------------------|
| ① 相続による承継 | ③ 分割による承継 |
| ア 相続人の戸籍謄本（ただし、相続人が被相続人の戸籍より除籍した場合は、被相続人の除籍謄本） | ア 採石業者事業承継証明書（様式第6の2） |
| イ 採石業者相続同意証明書（様式第5）又は採石業者相続証明書（様式第6） | イ 事業の全部承継を証する書面 |
| ② 合併による承継（添付書類は必要ない。） | ④ 事業の全部譲渡による承継 |
| | ア 採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2） |
| | イ 事業の全部譲渡を証する書面 |

採石業承継届書

※ 整理番号	
※ 受理年月日	年 月 日

年 月 日

京都府知事

様

京都府 広域振興局長

氏名又は名称及び

法人にあっては、

その代表者の氏名

採石法第 3 2 条の 6 第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が法第 3 2 条の 登録を受けた年月日及び その登録番号	
承継者が法第 3 2 条の登 録を受けた年月日及びそ の登録番号	

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないこと。
- 2 承継者が採石業者登録をしていない場合もあるので、その際は「承継者が法第 3 2 条・・・」の記載欄には「－」線もしくは「登録なし」と記入すること。
- 3 承継届書を提出するときには、次の書類を添付すること。
 - ア 承継者が法第 3 2 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号・第 5 号まで及び第 7 号に該当しないことの誓約書
 - イ 承継者が法人にあっては、定款及び登記簿の謄本
 - ウ 登録事項確認書
 - エ 承継者（法人にあっては、業務役員）及び業務管理者の本人確認書（本人確認書は住民票の写し等又は運転免許証若しくは健康保険証のコピーとする。）

※ 上記アからエの書類に加え、次の①から④の書類を添付すること。

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 相続による承継 | ③ 分割による承継 |
| ア 相続人の戸籍謄本（ただし、相続人が被相続人の戸籍より除籍した場合は、被相続人の除籍謄本） | ア 採石業者事業承継証明書（様式第 6 の 2） |
| イ 採石業者相続同意証明書（様式第 5）又は採石業者相続証明書（様式第 6） | イ 事業の全部承継を証する書面 |
| ② 合併による承継（添付書類は必要ない。） | ④ 事業の全部譲渡による承継 |
| | ア 採石業者事業譲渡証明書（様式第 4 の 2） |
| | イ 事業の全部譲渡を証する書面 |

(承継者用)

採石法第32条の4第1項第1号から第4号・第5号まで及び第7号に該当しないことの誓約書

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

承継者氏名（法人にあっては代表者の氏名）

印

次の事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 採石法（以下「法」という。）又はこの法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない。
- 2 法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない。
- 3 法第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（後記6において「暴力団員等」という。）である。
- 5 法人であって、その業務を行う役員のうちに前記1から4までに該当する者がある。
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する。

(備考)

- 1 承継者が個人の場合、「第4号・第5号」は第5号を抹消し、「5 法人であって、その・・・」の項も抹消すること。
- 2 承継者が法人の場合、「第4号・第5号」は第4号を抹消すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

登録事項確認書

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

登録申請者氏名（法人にあっては代表者の氏名）

印

登録申請者（法人にあっては、業務役員（代表者を含む。監査役を除く。））及び採石業務管理者であって、新たにその職に就任する者を下記のとおり報告します。

記

役 職 名	ふり 氏 がな 名	生年月日	性 別	備 考

（備考）

- 1 「役職名」は、登録申請者が個人の場合は「代表者」、法人の場合は「登記簿謄本に記載の役職名」を記入し、採石業務管理者については、「業務管理者」と記入する。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

採石業者事業譲渡証明書

※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

譲り渡した者

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名
住 所

印

譲り受けた者

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名
住 所

印

次のとおり採石業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

2 譲り渡しの年月日

(備考)

1 ※印の項は記載しないこと。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

採石業者相続同意証明書

※ 整理 番 号	
※ 受理年月日	年 月 日

年 月 日

京都府知事

様

京都府

広域振興局長

住 所

証明者氏名

印

住 所

証明者氏名

印

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 採石業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始年月日

(備考)

- 1 証明者氏名の項は、採石業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記載すること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

採石業者相続証明書

※ 整理番号	
※ 受理年月日	年 月 日

年 月 日

京都府知事
京都府 広域振興局長 } 様

住 所

証明者氏名^{ふりがな}

印

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名^{ふりがな}及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 採石業者の地位を承継した者の氏名^{ふりがな}及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考)

- 1 証明者は、2人以上とすること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。
- 3 氏名^{ふりがな}を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

採石業者事業承継証明書

※ 整理 番 号	
※ 受理年月日	年 月 日

年 月 日

京都府知事
京都府 広域振興局長 } 様

被承継者 名称及び代

表者の^{ふりがな}氏名

住 所

承 継 者 名称及び代

表者の^{ふりがな}氏名

住 所

次のとおり分割により採石業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 被承継者の登録の年月日及び登録番号

2 承継の年月日

(備考)

1 ※印の項は記載しないこと。

2 氏名^{ふりがな}を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。